

2022年10月吉日

お客さま各位

はばたき信用組合

「当座勘定規定」改定のお知らせ

全国銀行協会は2022年11月4日（金）に「電子交換所」を設立することを決定しました。これに伴い当組合では、下記のとおり当座勘定規定および小切手用法・約束手形用法等を改定いたします。

なお、改定日以前にご契約いただいているお客さまに対しても改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 改定日

2022年11月4日（金）

2. 対象となる規定

当座勘定規定（一般用）

3. 改定内容

（1）当座勘定規定の主な改正点

- ① 振出人等への支払済手形の受戻し期限の設定、および同期限経過後の取扱い既定の追加
- ② イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ③ 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止※に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

（2）手形用法・小切手用法の主な改正点

- ① 電子交換所システムの仕様（「,」（カンマ）がない場合は金額チェックでエラーになる）を踏まえ、チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」（カンマ）を印字するよう規定を追加
- ② 電子交換所システムの仕様（JIS 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
- ③ 金額欄、金融機関名欄への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄）

※下線部が改定箇所となります。

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p><u>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p><u>(1)</u> (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2)</u> (同左)</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p><u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>(6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができなものとします。</u></p> <p><u>(7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4)</u> (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類</p>

改定後	改定前
<p>し、相違ないものと認めて取扱いしました うへは、その手形、小切手、諸届け書類 につき、偽造、変造その他の事故があつ ても、そのために生じた損害について は、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙（<u>電 磁的記録により当組合に画像として送 信されるものを含まず</u>）を、相当の注 意をもって第8条の交付用紙であると 認めて取扱いしましたうへは、その用紙に つき模造、変造、流用があつても、その ために生じた損害については、前項と同 様とします。</p> <p>(3) この規定および別に定める手形用法、 小切手用法に違反したために生じた損 害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>につき、偽造、変造その他の事故があつ ても、そのために生じた損害について は、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手として使用された用紙を、 相当の注意をもって第8条の交付用紙 であると認めて取扱いしましたうへは、そ の用紙につき模造、変造、流用があつて も、そのために生じた損害については、 前項と同様とします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第29条（個人情報センターへの登録）</u> <u>個人取引の場合において次の各号の事 由が一つでも生じたときは、その事実を銀 行協会の運営する個人情報センター に5年間（ただし、下記第3号の事由の場 合のみ6か月間）登録し、同センターの加 盟会員ならびに同センターと提携する個 人信用情報機関の加盟会員は自己の取引 上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>① 差押、仮差押、支払停止、破産等信 用欠如を理由として解約されたとき</u></p> <p><u>② 手形交換所の取引停止処分を受け たとき</u></p> <p><u>③ 手形交換所の不渡報告に掲載され たとき</u></p>

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>4 (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p style="text-align: center;">小切手用法</p> <p>4 (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。<u>ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。</p>

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4 (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>4 (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。<u>ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。</p>

改定後	改定前
<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>4 (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特に捺印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p style="text-align: center;">為替手形用法</p> <p>4 (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3、・・・)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには※、★などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。<u>ただし、訂正の記載や捺印が、金額欄、信用組合名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印を捺印してください。</p>

【小切手用法、約束手形用法、為替手形用法の共通事項】

● 金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	<u>1</u>			<u>2</u>			<u>3</u>		<u>4</u>			<u>5</u>			<u>6</u>			<u>7</u>			<u>8</u>		<u>9</u>	
漢数字	壹	壹	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	
	<u>10</u>			<u>100</u>			<u>1,000</u>			<u>10,000</u>														
漢数字	拾	仕	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬														

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上